

9.3 自然との触れ合い活動の場

9.3.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

自然との触れ合い活動の場の現況調査の調査事項及び選択理由は、表9.3-1に示すとおりである。

表 9.3-1 調査事項及び選択理由

調査事項	選択理由
①自然との触れ合い活動の場等の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施や大会の開催に伴い自然との触れ合い活動の場の状況、機能及び利用経路の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査によった。

ア. 既存資料調査

調査は、既存資料を用い、計画地及びその周辺の公園等の施設の名称、位置、目的、施設別の活動内容、周辺駅からの利用経路等を整理した。

イ. 現地調査

現地調査により、計画地及びその周辺の公園等の施設における自然との触れ合い活動の状況を確認した。

調査期間は、表9.3-2に示すとおりである。

表 9.3-2 調査期間

調査項目	調査時期	調査日	調査時間帯
人と自然との触れ合い の活動の場調査	夏季	平日：平成 28 年 8 月 31 日(水) 休日：平成 28 年 9 月 3 日(土)	6：30～17：00
	秋季	平日：平成 28 年 10 月 21 日(金) 休日：平成 28 年 10 月 22 日(土)	6：30～17：00
	冬季	平日：平成 28 年 12 月 9 日(金) 休日：平成 28 年 12 月 10 日(土)	6：30～17：00
	春季	休日：平成 29 年 5 月 7 日(日) 平日：平成 29 年 5 月 9 日(火)	6：30～17：00

2) 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(国土地理院)等の既存資料の整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」(平成 25 年 5 月 東京都都市整備局)等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、旧皇室苑地の運営に関する件（昭和 22 年閣議決定）の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「千代田区都市計画マスタープラン」（平成 10 年 3 月 千代田区）等の既存資料の整理によった。

(4) 調査結果

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

ア. 自然との触れ合い活動の場の状況

自然との触れ合い活動の場としては、緑や水辺空間といった自然に親しむことができる公園や、緑道等を抽出した。

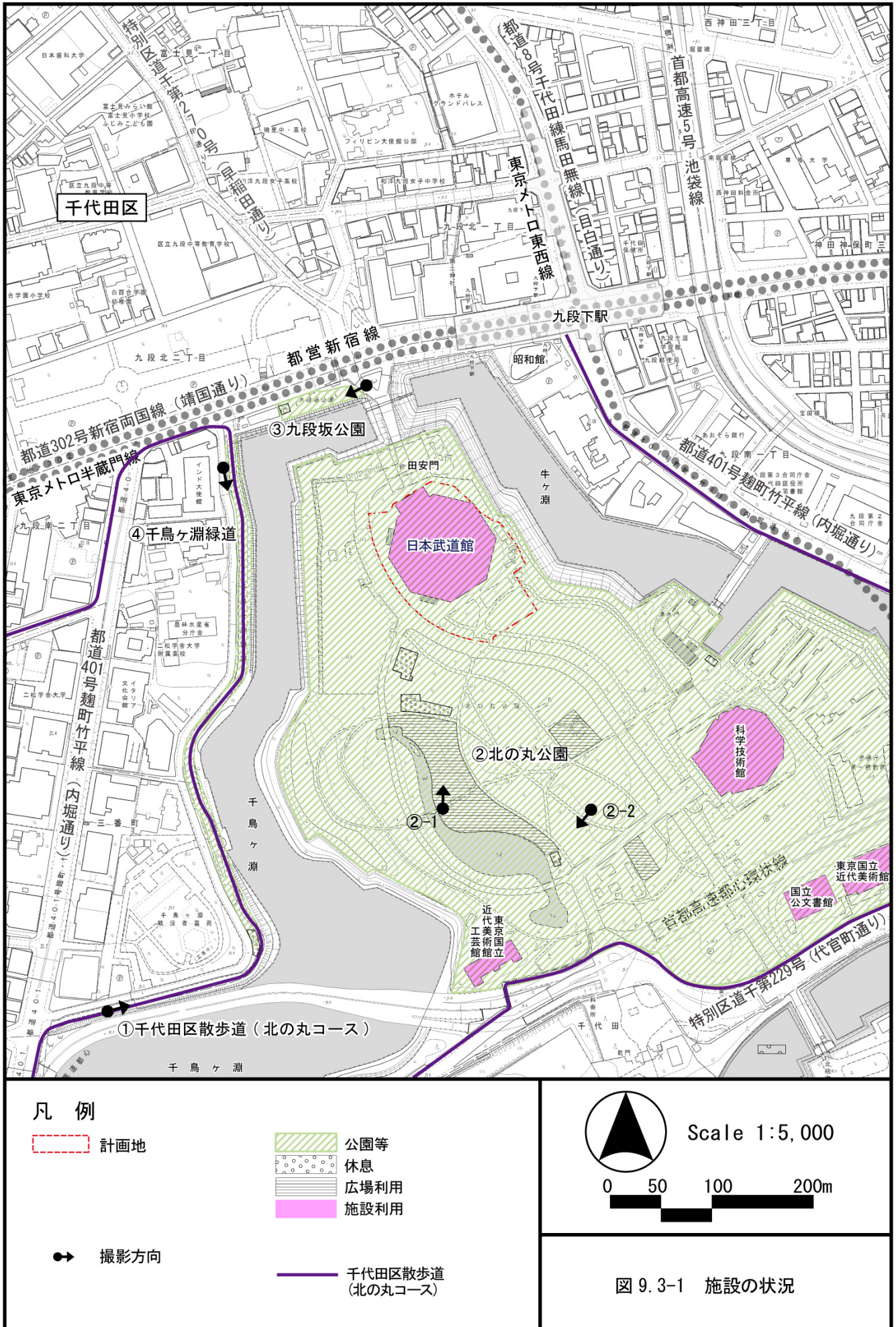
計画地が位置する皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）内は、公園内に日本武道館、科学技術館、東京国立近代美術館などの文化施設が存在し、田安門、清水門などの旧江戸城の遺構も見られる。また、園内には芝生地や池、落葉樹林が整備され、都心の中で自然と触れ合うことのできる憩いの場となっている。平日、休日を問わず、文化施設の利用者のほか、広場利用、散策、休息、ジョギング等、多目的に利用されている。

計画地周辺には、北側に九段坂公園、西側に千鳥ヶ淵緑道のほか、千代田区散歩道（北の丸コース）が存在する。

自然との触れ合い活動の場等の名称及び位置を、表 9.3-3、図 9.3-1 に、状況を写真 9.3-1 に示した。

表 9.3-3 自然との触れ合い活動の場の名称及び位置

区 分	番号	名称	位置	目的等
遊歩道、 道路	①	千代田区散歩道 (北の丸コース)	四谷駅－九段下駅 (約 8.0km)	千代田区観光協会の設置する散歩道。 旧跡などが数多く点在する趣のある 番町の街を歩いたあと、千鳥ヶ淵を眺 め北の丸周辺を巡るルートとなってい る。
公園、児 童遊園	②	皇居外苑北の丸 地区 (北の丸公 園)	千代田区北の丸公園 (約 193,000m ²)	昭和 44 年に昭和天皇の還暦を記念し て開園し、広く一般に公開された森林 公園。千鳥ヶ淵などの皇居外苑を取り 囲むお濠、昭和館、日本武道館、科学 技術館、東京国立近代美術館等の文化 施設をめぐることができる“歴史と自 然の森”として、親しまれている。
	③	九段坂公園	千代田区九段南 2-2-18 (約 1,540m ²)	靖国通りの千鳥ヶ淵側に面した道路 沿いの公園。
	④	千鳥ヶ淵緑道	千代田区九段南 2 丁目 (約 700m)	皇居のお濠沿いの緑豊かな遊歩道。 春には緑道周辺で約 140 本の桜が見 られ、千鳥ヶ淵の水面に映る桜並木 の風景がひと際美しい。





①千代田区散歩道（北の丸コース）



②-1 皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）（広場）



②-2 皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）（園路）



③九段坂公園



④千鳥ヶ淵緑道

写真 9.3-1 自然との触れ合い活動の場の状況

イ. 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

計画地が位置する皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）内は、公園内に日本武道館、科学技術館、東京国立近代美術館などの文化施設が存在し、田安門、清水門などの旧江戸城の遺構も見られる。また、園内には芝生地や池、落葉樹林地が配置される中、東屋やテーブル、ベンチ、トイレ等が点在し、都心の中で自然と触れ合うことのできる憩いの場となっている。

計画地の周辺には、北側に九段坂公園、西側に千鳥ヶ淵緑道のほか、千代田区散歩道（北の丸コース）が存在し、各施設内には広場、ベンチ、トイレ等が設置されている。

平日の利用形態としては、各公園や散歩道で、散策や休息、ジョギング等の利用が確認された。また、皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）では施設利用のほか、自然観察、広場利用等の利用が見られた。

休日の利用形態としては、皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）では家族連れでの散策や広場利用が多数見られた。その他、各公園や散歩道では、散歩、休息、ジョギングの利用者数は、平日よりも多数確認された。

表 9.3-4 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

区 分	番号	名称	場が持つ機能
遊歩道、 道路	①	千代田区散歩道（北の丸コース）	四ッ谷駅から九段下駅の約 8km に設定された散歩道。四ッ谷駅から旧跡などが数多く点在する趣のある番町の街を抜けて、千鳥ヶ淵を眺めながら北の丸周辺を巡るルートが設定されている。千鳥ヶ淵から北の丸周辺では、散策やジョギング、サイクリング等の利用が多く見られる。
公園、 児童 遊園	②	皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）	環境省の管理する国民公園の皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）内は、公園内に日本武道館、科学技術館、東京国立近代美術館などの文化施設が存在し、田安門、清水門などの旧江戸城の遺構も見られる。また、園内には芝生地や池、落葉樹林が整備され、都心の中で自然と触れ合うことのできる憩いの場となっている。平日、休日を問わず、文化施設の利用者のほか、広場利用、散策、休息、ジョギング等、多目的に利用されている。
	③	九段坂公園	靖国通りと千鳥ヶ淵の間に位置し、公園内には高燈籠、大山元帥銅像、品川子爵銅像が見られる。小さな広場とベンチのほか、西側にはトイレが設置されている。人通りの多い靖国通りに面していることから、休息等の利用者が多く見られる。
	④	千鳥ヶ淵緑道	皇居西側の千鳥ヶ淵に沿った緑道で、靖国通りから延長約 700m にソメイヨシノやオオシマザクラなど約 140 本の桜が植栽されている。春には桜のトンネルの中を歩いているような体験ができ、全国的に有名な桜の名所である。千鳥ヶ淵の水面から皇居を眺めることができ、四季を通じて散策や休息、ジョギング等の利用が多く見られる。

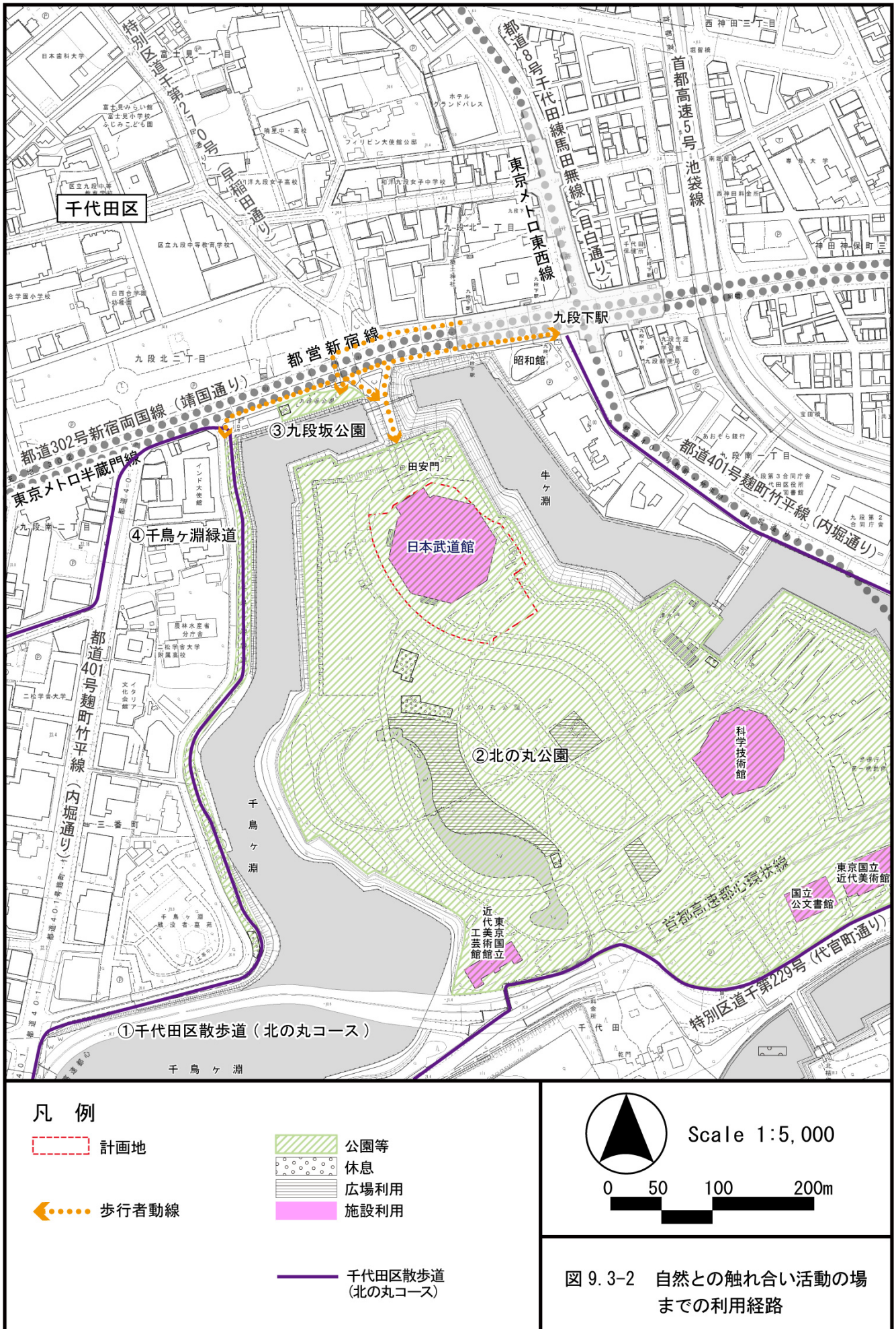
ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

アクセス経路（歩行者動線計画）の状況は、「7. 日本武道館の計画の目的及び内容 7.2 内容 7.2.4 事業の基本計画 (4) 歩行者動線計画」(p. 19 参照) に示したとおりである。

また、鉄道路線の各駅からのアクセス経路と所要時間は、表 9.3-5 及び図 9.3-2 に示すとおりである。

表 9.3-5 自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況

区 分	番号	名称	駅名	距離	標準所要時間
遊歩道、 道路	①	千代田区散歩道 (北の丸コース)	九段下駅	70m	約 1 分
公園、 児童遊 園	②	皇居外苑北の丸地区 (北の丸公園)	九段下駅	180m	約 2 分
	③	九段坂公園	九段下駅	160m	約 2 分
	④	千鳥ヶ淵緑道	九段下駅	280m	約 3 分



2) 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 土壌 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 3)地形、地質等の状況」(p. 47 参照)に示したとおりである。計画地は皇居外苑北の丸地区(北の丸公園)内に位置し、江戸時代に江戸城北の丸が存在した地域である。計画地及びその周辺は地盤高が T. P. 23~24m である。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 土壌 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 4)土地利用の状況」(p. 51 参照)に示したとおりである。計画地は教育文化施設、公園、運動場等となっている。計画地周辺には、千鳥ヶ淵などの皇居外苑を取り囲むお濠、昭和館、東京国立近代美術館、工芸館、国立公文書館、科学技術館などの文化施設が存在する。

4) 法令等による基準等

自然との触れ合い活動の場に関する法令等による基準等は、表 9.3-6 に示すとおりである。

表 9.3-6 自然との触れ合い活動の場に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 (都市公園の管理) 第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まつて、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 (緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画) 第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (国、地方公共団体及び住民の責務) 第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。
旧皇室苑地の運営に関する件 (昭和 22 年 12 月閣議決定)	旧皇室苑地の中、宮城外苑、新宿御苑、白金御料地等は速かに文化的諸施設を整備し、その恵沢を戦後国民の慰楽、保健、教養等国民福祉のために確保し、平和的文化国家の象徴たらしめることとし、概ね左の要領により運営するものとする。 (要領) 一 旧皇室苑地は、国民公園として国が直接管理するとともに史跡名勝又は天然記念物として価値あるものは指定し、これが保存を図り汎く一般国民の享用に供すること。

5) 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場に関する東京都等の計画等は、表 9.3-7 に示すとおりである。

表 9.3-7 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
千代田区都市計画マスタープラン (平成 10 年 3 月千代田区)	(目的) 「多様な人びとが、住み、働き、集う、心豊かなまち千代田」を実現するために、まちづくりの側面での基本的な方向性を明らかにする。 (緑と水辺の整備の目標と方針) 都市における緑や水辺などの自然は、生活にうるおいを与えるとともに、歩道における木陰の創出、ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化、鳥や昆虫の棲める環境づくり、良好な景観づくり、防災性の向上等の年の環境を保全する重要な役割を担っている。これらの役割を十分活かすよう、今あるかけがえのない豊かな緑と水辺を守り、そしてさらにつくり、つなげることで、より身近で自然に親しみ、安らぎを感じられるまちにする。 (方針 1 かけがえのない豊かな緑と水辺の環境を守る) ・皇居を中心とした北の丸公園、日比谷公園、靖国神社などのまとまった緑を保全する。 ・崖線の斜面樹林、内濠・外濠の桜並木や土手の緑を保全する。 ・民有地における良好な樹林・樹木、生垣等を保全する。 ・内濠、外濠、神田川、日本橋川の水質の保全・浄化と水辺環境を保全する。 (方針 2 身近な緑と水辺をつくり、つなげ、自然に親しめ安らげる場をつくる) ・内濠・外濠・大規模公園などの大きな緑とこれらをつなぐ幹線道路。神田川、日本橋川を軸とした重点的な緑化を推進する。 ・公園や広場の適正配置・整備・改善、公共施設や道路の緑化、水辺環境の工場、民有地の緑化、公開空地緑化を推進する。 ・幹線道路や河川を軸として、公園や広場、歴史的資源、鉄道駅等をつなぐ緑と水辺のネットワークを形成する。 ・市街地開発事業等による大規模土地利用転換、公共施設整備における緑と水辺の創出の積極的推進、誘導・支援を行う。

9.3.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

- 1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度
- 2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度
- 3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況並びに活動内容と東京 2020 大会計画とを比較（重ね合わせなど）する方法によった。

(5) 予測結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地が位置する皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）は、日本武道館、科学技術館、東京国立近代美術館などの文化施設のほか、園内には芝生地や池、落葉樹林が整備され、散策、休息、自然観察、広場利用等の自然との触れ合い活動の場となっている。事業の実施に当たっては、既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。また、周辺の自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。

計画地の緑化計画は、東京における自然の保護と回復に関する条例及び千代田区緑化推進要綱に基づく手続きを満たす計画としている。今後の緑化検討においては、千代田区及び東京都の関係機関と協議のうえ、適切に緑地を確保する計画としていることから、自然との触れ合い活動の場の利用は維持されると予測する。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

事業の実施により計画地が改変され、自然との触れ合い活動の場として利用されている皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）の一部の植栽が減少するが、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。工事の実施にあたっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。また、事業の実施における工事用車両の走行に関しては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は歩車分離が確保されることから、周辺の自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度に影響は生じない。このため、周辺地域における自然との触れ合い活動は継続されると予測する。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

開催前の事業の実施に伴う工事用車両の走行に関しては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路は、いずれも近接する駅等からマウントアップ形式や横断防止柵等により歩車分離が確保されている。また、首都高速都心環状線は車両専用道路であることから、一般歩行者の通行は現状と変化しないと予測する。

皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）内の園路は来園者の利用があるが、工事用車両は園路を占有することはない。さらに、来園者、計画地周辺の散策やジョギング等による自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定である。

9.3.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・今後の緑化検討においては、千代田区及び東京都の関係機関と協議のうえ、適切に緑地を確保する計画としている。
- ・既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。
- ・排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械を使用し、工事用車両の不要なアイドリングを防止する。
- ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、来園者及び一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としている。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・ヒマラヤスギの大樹等の保存状況、公園内に移植する中低木の移植状況について、フォローアップで確認する。

9.3.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況とした。

(2) 評価の結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

事業の実施に当たっては、既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。また、周辺の自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。緑化計画は、東京における自然の保護と回復に関する条例及び千代田区緑化推進要綱に基づく手続きを満たす計画としている。今後の緑化検討においては、千代田区及び東京都の関係機関と協議のうえ、適切に緑地を確保する計画としている。

以上より、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持されることから、評価の指標は満足するものとする。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

事業の実施における建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止等のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。

以上より、周辺地域における自然との触れ合い活動の現況は維持され、評価の指標を満足するものとする。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

事業の実施における工事用車両の走行については、近接する自然との触れ合い活動の場への利用経路が駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されており、一般歩行者の通行は現状と変化しない。

皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）内の園路は来園者の利用があるが、工事用車両は園路を占有することはない。さらに、来園者、計画地周辺の散策やジョギング等による自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定である。

以上より、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標を満足するものとする。